

○ 函館市障害者基本計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市障害者基本計画の策定および推進について、広く市民の意見を求めるとともに、調査・研究することを目的として、函館市障害者基本計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、保健・医療・福祉関係者や教育関係者等のうちから、市長が指定する。

2 委員のうち3人以内は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

(会長および副会長)

第5条 委員会に会長1人および副会長2人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、この要綱に基づき最初に開催される委員会は、市長が招集する。

